

## 論点に対する回答

分野	5 G等の普及拡大を見据えた免許関連手続等のデジタル化
省庁名	総務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>無線局の免許関連手続等について、デジタル化が積極的に進められているものの、デジタル完結には至っていない。今後、5 Gやローカル5 G（以下「5 G等」という）の関係で、膨大な免許関連手続が必要になると見込まれるなか（※）、手続の更なるデジタル化を推進し、申請者の事務負担の軽減及び免許関連手続全体の業務の効率化を図ることで、5 G等の普及拡大を加速し、デジタル基盤の早期整備を実現する必要がある。</p> <p>※代表的な無線局である携帯電話基地局に係る免許状の交付枚数は2020年度末時点で約22万枚であり、基地局が廃止されない場合、5年ごとに更新する必要。さらに、5 G等に関しては、2023年度末までに約28万局以上の基地局整備を図るとされている。（総務省「ICT インフラ地域展開マスタープラン3.0」、2020年12月）</p> <p><b>論点1 免許状等の備え付けについて</b></p> <p>無線局の運用を行うためには、書面で交付された免許状等を当該無線局に係る指定の事業場に備え付けることが義務付けられている。この義務について、初回の備え付けを行った後も、免許の有効期限の到来や、無線設備の更改等のため、免許が更新される度に備え付け直す必要があり、事業者の負担になっているとの声がある。</p> <p>現在、備え付けられた免許状等は、定期検査・点検時のほか、電波が混信する等の事案が生じた際の臨時検査時に、検査官が免許の情報を確認するために必要とのことだが、免許状等の発行を担う総務省が保有する情報が一次情報であり、免許状等に記載の情報は、事業者の掲示の誤りや改ざん等の可能性も存するものである。総務省が自らが保有する情報を直接確認することが最も正確であるにも関わらず、殊更省外に保管されている免許状等による確認の意味は見出し難いと考えられる。よって、免許状等の備え付けは速やかに不要とし、検査時等には、総務省が自ら所持する情報で確認すべきであ</p>	

り、備え付け義務の見直しに向けたスケジュールについて、具体的にお示し  
いただきたい。

### 【回答 1】

5 G等の免許関連手続等の更なるデジタル化を推進し、事業者の負担の軽減及び免許関連手続全体の業務の効率化を図ることは重要と考えております。

令和6年12月を目途に予定している総合無線局監理システム（PARTNER）の更改に向けて、免許関連手続全般の業務フローの精査・見直しを進めており、その中で、免許状の備付けに係る事業者の負担の軽減等に資するため、5 G等から免許状のデジタル化を図り、対象無線局を順次拡大していけるよう引き続き検討を進めてまいります。

PARTNERについては、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」であり、デジタル庁と連携し、システム刷新プロジェクトに取り組んでいるところです。

なお、免許状は、総務大臣が適法に免許を与えた合法局であるということ  
を対外的に証明する書類であり、総務省による検査だけではなく、登録検査  
等事業者による検査・点検、警察機関による取締まりにおいても必要とされる  
ものであり、あわせて関係機関との調整も進める予定です。

## 論点 2 その他免許関連手続の業務見直しについて

無線局の免許関連手続について、論点1のほか、以下により、申請者の事務負担の軽減等を図る必要があると考える。

### 【論点 2-①】

速やかに可能な範囲でのデジタル完結を実現していくべきではないか。例えば、電子化された免許情報や検査通知を電子メールにより送信することとする等の方策も模索すべきではないか。

### 【回答 2-①】

令和6年度の総合無線局監理システム（PARTNER）の更改に向けて、無線局免許状のデジタル化を検討しています。検査結果通知書についても、免許状のデジタル化の結果を踏まえつつ、免許人等のご意見を伺いながら、適切な電子的通知方法の検討を進めてまいりたいと考えています。

また、ローカル5Gについては、本年3月の「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定時に無線局免許の電子申請の記載例を追記する等、電子申請が一層利用しやすいように進めてまいります。

**【論点2-②】**

免許関連手続の際に必要な添付書類について、その可否をさらに厳しく検討すべきではないか。

例えば、無線局の免許関連手続を行う際に添付が求められることがある法人や不動産の登記事項証明書について、デジタル完結の観点から、法務省が2020年10月から運用を開始した登記情報連携システムを利用する等して、速やかに添付を不要とすべきではないか。

**【回答2-②】**

免許関連手続における添付書類については、不断に見直しを行ってまいります。なお、例示の登記事項証明書についても、ローカル5Gの免許申請時における提出の必要性や必要とされる範囲を検討してまいります。

**【論点2-③】**

2024年度に予定されている総合無線局監理システム（PARTNER）の更改時期をとらえ、免許関連手続全般の業務フローの見直しを行い、行政内部業務のデジタル化を徹底し、インターフェースの整備、可能な限り審査の省略及び自動化を図るなど、デジタル原則に則り、全ての関係者に効率的・効果的なデジタル化を実現すべきではないか。

**【回答2-③】**

免許関連手続全般の業務フローの精査・見直しをしっかりと行って、行政内部業務のデジタル化、利便性の高いインターフェースの整備、行政事務の効率化に取り組んでまいります。特に、無線局免許関連の手続きのうち、処理件数が多い免許申請等については、受付・審査・決裁まで既にデジタル化していますが、引き続き、検討を進めてまいります。

PARTNERについては、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」として、デジタル庁と連携し、システム刷新プロジェクトに取り組んでいるところです。

### 論点3 高周波利用設備関連の手続について

無線局と同様に電波法及びその施行規則等で規制される設備として、高周波利用設備（※）があるが、同設備は使用年限が短いものだと1～2年程度のため、変更許可申請又は届出の頻度が高いにもかかわらず、手続がオンライン化されておらず、許可や届出が受理されるまで時間がかかるという事業者の声がある。

高周波利用設備に係る電波法の手続は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）に「オンライン化を実施する行政手続」として記載されており、2023年度から順次オンラインによる手続が可能となると承知しているが、同年度からオンライン化される手続をお示しいただきたく、オンライン化が2024年度以降となる手続は、その理由と、オンライン化の時期をお示しいただきたい。

また、高周波利用設備関連の手続についても、許可状等の備え付け義務の速やかな廃止を含め、論点1、2と同様に業務の見直しを徹底すべきではないか。

※高周波利用設備は、高周波電流を利用した設備のことで、電線等に電流を通して通信を行う電力線搬送設備、金属加工等に利用される誘導加熱（IH）装置のほか、医療機関で利用されるMRI（磁気共鳴画像診断）装置等がある。電波を漏洩し、他の無線通信に妨害を与えるおそれがあることから、一定の要件を満たすものを除き、設置のためには許可を受ける必要がある。

#### 【回答3】

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）に盛り込まれた高周波利用設備に関する手続については、2023年度内にオンライン化を予定しています。これには新規の設置申請や変更許可申請等の全ての手続が含まれます。

高周波利用設備の許可状等については、まずは5G等の普及拡大を図るため、携帯電話基地局等の無線局免許状のデジタル化を推進し、その成果を活かして許可状のデジタル化についても検討します。また、申請に必要な添付書類の見直しや業務フローの精査・見直し等も検討してまいります。